四　内部統制システム（この省令における指定の申請の手続に関する規定を遵守するために必要な体制をいう。）の概要を記載した書面

五～十一　（略）

3・4　（略）

第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第十一号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第一号様式の二による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第十一号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第十一号までに掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第五号から第九号までの書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があつた場合	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（完成検査の基準）

第七条　完成検査は、当該自動車が次に掲げる要件を具備しているかどうかについて、第三条第二項第六号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（検査結果の分析等）

第七条の四　（略）

2　（略）

3　指定製作者等は、国土交通大臣が当該自動車の安全性の確保及び当該自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため特に必要があると認めた場合においては、国土交通大臣が告示で定める方法により前項の分析等を行わなければならない。

4　指定製作者等は、前項の規定による分析等が終了した後、遅滞なく、国土交通大臣に当該分析等の結果を記載した報告書を提出しなければならない。

（新設）

四～十　（略）

3・4　（略）

第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第十号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第一号様式の二による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第十号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第十号までに掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第八号までの書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があつた場合	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（完成検査の基準）

第七条　完成検査は、当該自動車が次に掲げる要件を具備しているかどうかについて、第三条第二項第五号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（検査結果の分析等）

第七条の四　（略）

2　（略）

（新設）